



令和元年分の所得税・住民税 申告相談の受付が始まります

2月17日
開始

令和2年2月17日（月）から、市内3会場で所得税・住民税の申告相談を受付します。
日時・会場については11ページの「地区の指定日と会場について」をご覧ください。相談時間短縮のため、来場前に各自書類の計算を行うなどのご協力をお願いします。

申告フローチャート



申告相談前にチェックしてみましょう！

スタート

令和2年1月1日現在、小美玉市に住所があった。

1月1日現在、住所のあった市町村へお問い合わせください。

令和元年中の収入状況に最も近いものを選んでください。

- ① 給与収入があった。 **I**
- ② 公的年金収入（遺族年金や障害年金などを除く）があった。 **II**
- ③ 農業所得、不動産所得、事業所得（自営業・外交員・内職など）のいずれかがあった。 **C**
- ④ ①～③のいずれにも当てはまらない収入があった。 **C**
- ⑤ 収入は無かった。 **III**

I 勤務先で年末調整を済ませた。

はい

年末調整していない収入（ほかの会社の給与収入や農業所得など）がある。

はい

C

いいえ

医療費控除、寄付金控除、住宅借入金控除など、控除内容に変更がある。

はい

C

いいえ

A

いいえ

D

II 公的年金収入が400万円以下だった。

はい

公的年金以外の収入がある。

はい

C

いいえ

医療費控除や扶養控除など、控除内容に変更がある。

はい

C

いいえ

A

いいえ

D

III 市内に住む親族に扶養されている（健康保険の扶養とは別です）。

はい

D

いいえ

B

A 所得税の確定申告が必要です。

B 住民税の申告が必要です。

C 所得税または住民税の申告が必要です。

D 申告の必要はありません。

フローチャートの診断結果は目安です。詳細は水戸税務署または小美玉市役所税務課まで問い合わせください。申告期間中は職員が申告会場にいるため、回答に時間を要する場合があります。あらかじめご了承ください。

※収入が無かった方でも国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの軽減判定、そのほかの行政サービスを受ける際に申告が必要になることがあります（詳しくは14ページをご覧ください）。

確定申告のお知らせはハガキで届くようになりました。申告書は送られませんのでご注意ください。

地区の指定日と会場について

	小美玉市内	水戸税務署
受付期間	2月17日(月)～3月16日(月)の平日 ※2月22日(土)と2月29日(土)は開場します。	2月17日(月)～ 3月16日(月)の平日 ※2月24日(月・祝)、 3月1日(日)は開場します。
相談会場	小川会場：小川総合支所裏側の建物1階(小川4-11) 美野里会場：美野里公民館1階 大会議室(堅倉835) 玉里会場：玉里総合支所3階 大会議室(上玉里1122)	水戸市中央ビル4階 (水戸市2-3-2)
受付時間	8:30～16:00 ※2月22日(土)は15時、2月29日(土)は13時までの受付。	9:00～16:00
相談時間	《午前の相談》11:00までに受付をした方が終了するまで 《午後の相談》13:00から相談を開始し、16:00までに受付をした方が 終了するまで	9:00～16:00
受付内容	◆全ての住民税申告 ◆一般的な所得税申告(白色の農・工・商事業者や不動産所得がある申告、還付申告全般) ※青色申告・譲渡所得の申告・消費税申告・贈与税申告・過年度の申告は、水戸税務署(署外会場)で申告してください。	◆全ての所得税申告 ◆消費税申告 ◆贈与税申告

場 所	小川会場	美野里会場	玉里会場	水戸税務署(署外会場)
2月17日 月	小川・下馬場・小埜	堅倉・小岩戸・鶴田	下玉里・川中子	地区指定なし
2月18日 火	小川・下馬場・小埜	堅倉・小岩戸 西郷地・柴高・中台	下玉里・川中子	地区指定なし
2月19日 水	小川・下馬場・小埜	西郷地・柴高・三箇 橋場美・中台	高崎・下玉里・川中子	地区指定なし
2月20日 木	中延・宮田・佐才 上吉影・下吉影	張星・高田・手堤 大笹・寺崎・先後	高崎	地区指定なし
2月21日 金	中延・宮田・佐才 上吉影・下吉影	部室・納場・江戸・羽刈	高崎・上玉里	地区指定なし
2月22日 土	地区指定なし	地区指定なし	地区指定なし	閉場
2月23日 日	閉場	閉場	閉場	閉場
2月24日 月	閉場	閉場	閉場	地区指定なし
2月25日 火	野田・世楽	部室・納場・江戸・羽刈	上玉里	地区指定なし
2月26日 水	野田・世楽 飯前・上合・与沢	竹原・竹原下郷・竹原中郷 中野谷・上馬場・花野井	上玉里	地区指定なし
2月27日 木	飯前・上合・与沢	竹原・竹原下郷・竹原中郷 中野谷・上馬場・花野井	田木谷・東田中	地区指定なし
2月28日 金	倉数・幡谷・川戸・外之内	羽鳥・小曾納	栗又四ヶ・田木谷・東田中	地区指定なし
2月29日 土	地区指定なし	地区指定なし	地区指定なし	閉場
3月1日 日	閉場	閉場	閉場	地区指定なし
3月2日 月	倉数・幡谷・川戸・外之内	羽鳥・小曾納	栗又四ヶ・田木谷	地区指定なし
3月3日 火	百里・山野	羽鳥・大谷	栗又四ヶ	地区指定なし
3月4日 水	百里・山野	羽鳥・大谷	栗又四ヶ	地区指定なし
3月5日 木	地区指定なし	地区指定なし	地区指定なし	地区指定なし
3月6日 金	地区指定なし	地区指定なし	地区指定なし	地区指定なし
3月7日 土	閉場	閉場	閉場	閉場
3月8日 日	閉場	閉場	閉場	閉場
3月9日 月	地区指定なし	地区指定なし	地区指定なし	地区指定なし
3月10日 火	地区指定なし	地区指定なし	地区指定なし	地区指定なし
3月11日 水	地区指定なし	地区指定なし	地区指定なし	地区指定なし
3月12日 木	地区指定なし	地区指定なし	地区指定なし	地区指定なし
3月13日 金	地区指定なし	地区指定なし	地区指定なし	地区指定なし
3月14日 土	閉場	閉場	閉場	閉場
3月15日 日	閉場	閉場	閉場	閉場
3月16日 月	地区指定なし	地区指定なし	地区指定なし	地区指定なし

申告会場の混雑緩和のため、一部地区指定日※を設けています。受付期間後半は混雑が予想されます。待ち時間が長くなる場合がありますので、時間に余裕をもってお越しください。

※地区指定日のご来場が難しい場合は、ご都合に合わせてお越しください。



必要なものと注意事項

共通	印鑑（シャチハタは不可）、マイナンバーの分かるもの（マイナンバーカード等）、写真付きの本人確認書類（運転免許証等）、口座番号の分かるもの	給与・年金所得のある方	源泉徴収票、支払証明書
事業所得者（農業・営業・不動産所得がある方）	収支内訳書 事業の収入と支出が分かるもの ※あらかじめ収入と支出を費目ごとに集計してください。	保険料控除を受ける方	令和元年中に支払った保険料の証明書または領収書 （国民健康保険料、国民年金保険料、介護保険料、生命保険料、地震保険料等）
医療費控除を受ける方	医療費の明細書、医療費のお知らせ ※事前に医療費を計算してください。 ※セルフメディケーション税制の適用を希望する方は「一定の取組」を証明するものをお持ちください。	住宅借入金等特別控除を受ける方	建物等の登記事項証明書、年末残高証明書、業者との契約書（収入印紙が貼り付けてあるもの） ※ケースにより必要な書類が異なりますので、ご不明な点は事前にお問い合わせください。

①マイナンバーが分かる書類と身分証明書をお持ちください

個人番号制度の導入にともない、平成 28 年分以降の申告では以下の書類の提示が必要です。

1. マイナンバーが分かる書類（扶養親族分含）
（マイナンバーカード、通知カード、マイナンバー入りの住民票など）
2. 顔写真付の本人確認書類（申告者本人のみ）
（マイナンバーカード、運転免許証など）

②午前中の申告相談を希望される方へ

会場の警備の都合上、8:10 ごろに開場します。事前予約は出来ませんので、あらかじめご了承ください。

③ふるさと納税のワンストップ特例を申請した方へ
寄附した自治体数が 6 以上の場合や医療費控除などで確定申告をする場合にはワンストップ特例が適用されなくなりますのでご注意ください。

④ご自身で申告書を記入して提出する方へ

確定申告書の第 2 表には、扶養親族や保険料控除の内訳、寄付金控除額などについて記載する欄があります。住民税の税額計算の際に必要な項目となりますので、記入漏れにご注意ください。

⑤国外に扶養親族がいる方は以下の書類をお持ちください

1. 扶養親族である事を証明する書類
・ 戸籍の附票の写しなど（和訳されたもの）
2. 送金したことを証明する書類
・ 銀行の送金記録など

はじめてみませんか？青色申告！！

Q. 青色申告って何？

一定の帳簿書類（記帳義務）をつけ、所得を計算することにより税金の面でおまけの特典が受けられる制度のことです！

Q. 青色申告の特典って？

①青色申告控除

一定の要件に該当すると最大で 65 万円、それ以外の場合には最高 10 万円を差し引くことができます！白色申告にはこのような控除はありません。

②事業専従者の給与の必要経費

一定の要件に該当すると、事業主と生計を一緒にしている配偶者・親族に支払った給与を全額経費とすることができます。ちなみに白色申告では配偶者で最大 86 万円、その他は最大で 50 万円までしか経費として認められません。

☆青色コーナーを開設します☆

小美玉市青色申告会では、申告期間中に各会場にて青色申告コーナーを開催しています。

青色申告って何？白色申告と何が違うの？

そんな疑問のある方はぜひお立ち寄りください。

会場	日にち	時間
美野里会場 (美野里公民館)	2月17日(月)	10:00 ~ 15:00
	3月2日(月)	
	3月9日(月)	
小川会場 (小川総合支所裏建物)	2月19日(水)	10:00 ~ 15:00
	2月26日(水)	
	3月4日(水)	
玉里会場 (玉里総合支所3階)	2月21日(金)	10:00 ~ 15:00
	2月28日(金)	
	3月6日(金)	



外国人研修生・技能実習生を受け入れている事業主の皆さまへ

租税条約による令和2年度の市・県民税（住民税）の課税免除を希望する場合は、令和2年3月16日（月）までに事業主の方から、以下の書類を提出していただく必要があります。

【必要な書類】①給与支払報告書（原則として1月31日までに提出してください）

②住民税の租税条約に関する届出書（市のホームページからダウンロードできます）

③税務署に提出した租税条約に関する届出書（控え）の写し

事業主（給与支払者）・従業員（納税義務者）の皆さまへ 市・県民税（住民税）は特別徴収で納めましょう

平成27年度から、給与所得に係る市・県民税は原則として特別徴収で納めることとなりました。特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同じように事業主が従業員に代わり、市・県民税を毎月の給与から天引きして市町村に納める制度です。特別徴収の詳細については、茨城県市町村課（☎：029-301-2481）までお問い合わせください。

令和2年1月2日以降に小美玉市から転出される方へ

市・県民税は1月1日現在に住民票があった市町村で1年間課税され、年の途中で転出された場合でも納税の義務は継続します。海外に転出するなどの理由からご自身での納付が困難な場合は、出国前に「納税の管理人」を定めてください。「納税管理人の届出書」は市のホームページからダウンロードできます。

市・県民税（住民税）について

問い合わせ

小美玉市 税務課 税務係 ☎：0299-48-1111（内線 1121・1122・1123・1124）

所得税、消費税、贈与税、相続税の申告全般について

水戸税務署

☎：029-231-4211（代表）※自動音声案内

収入がなかった場合でも

市県民税の申告が必要な場合があります

～国民健康保険税・後期高齢者医療保険料などが軽減されることがあります～

【申告が必要な方は】

「申告の必要がない方」（※1）以外の方で、国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入している方および同一世帯の世帯主は申告が必要です。

（世帯主本人が国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入していない場合でも必要です。）

（※1）「申告の必要がない方」

- ・給与収入のみの方で、給与支払報告書が職場から市に提出されている方（扶養親族も含む）
- ・公的年金以外に収入がなく、公的年金支払報告書が市に提出されている方（扶養親族も含む）

国民健康保険に関すること

医療保険課 国保年金係 ☎：0299-48-1111（内線 1103・1105）

後期高齢者医療保険に関すること

医療保険課 医療福祉係 ☎：0299-48-1111（内線 1106・1108）

問い合わせ

【未申告になりますと】

- ・令和2年度の保険税（料）が軽減に該当する所得の場合でも、制度の適用を受けられません。
- ・令和2年8月から医療費の自己負担限度額が高くなる場合があります。（※2）

（※2）後期高齢者医療保険の限度額判定には、同一世帯内全員の申告が必要となります。